

ID: 257

担当部署: 建設課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	八頭町道路占用料徴収条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第155号		
<p>【根拠条文】 (罰則) 第8条 町長は、詐欺その他不正行為により、占用料の全部又は一部の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、町長は、占用料を免れた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日